平成２８年（フ）第１１５９号
東京都小金井市中町２丁目20―２―201、開始決定時の住所東京都足立区青井４丁目24―５―303
破産者　芳賀　辰徳
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１８５号
東京都中央区日本橋浜町３丁目27―２―303
破産者　矢崎　通也
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２５０号
東京都世田谷区砧２丁目23―６―504
破産者　関根　ゆみ
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２５１号
東京都世田谷区上用賀４丁目14―１―303
破産者　間瀬　耕作
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２５６号
東京都新宿区喜久井町34番地
破産者　廣川　哲雄
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８３７号
札幌市豊平区豊平１条13丁目１番25号
破産者　有限会社ＲＥＳＴＡＧＥ
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４３２号
宮城県名取市増田５丁目１―５、登記簿上の本店所在地宮城県名取市田高字原631番地
破産者　有限会社ダイショウ
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
茨城県日立市滑川本町２丁目10番８号
破産者　株式会社日立住宅サービス
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第１３０１号
埼玉県坂戸市千代田１丁目１番35号
破産者　有限会社青山進学教室
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４８３号
埼玉県川口市道合121番地の５
破産者　株式会社ＡＢネットワーク
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４４５号
千葉県松戸市八ケ崎１丁目50番地の４
破産者　青柳佳寸志
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６３３号
千葉県松戸市高塚新田518番地の７　梨香台団地第５号棟第605号室、開始決定時の住所千葉県松戸市高塚新田526番地の15
破産者　石井　賢司
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６６４号
千葉県松戸市二ツ木1866番地　コスモレジデンス201号
破産者　大澤　信幸
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１１１号
千葉県大網白里市北今泉926番地12
破産者　時山　尚紀
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１５５３４号
東京都台東区松が谷２丁目25―２―704
破産者　津田　幸一
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１１１号
東京都渋谷区恵比寿西１丁目29番５号
破産者　株式会社イーエムエス
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２０号
東京都世田谷区北烏山３丁目８番13号
破産者　株式会社福昌堂印刷
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１００３号
東京都板橋区中台１丁目54―22
破産者　土澤　昌治
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１００４号
東京都板橋区中台１丁目54―22
破産者　土澤ひろみ
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９０号
宮城県仙台市青葉区一番町２丁目３番20号第３オフィスビル
破産者　ロイヤルプランニング株式会社
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４０９号
神奈川県平塚市徳延394番地の１
破産者　有限会社フロンティア　オブ　ナレッジ
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１４６号
大阪府高槻市唐崎中２丁目９番34号
破産者　株式会社玉星
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部